

## 結果の概要を公表するにあたって

住宅・土地統計調査は、我が国の住宅に関する大規模な調査であり、昭和 23 年以降 5 年ごとに、10 月 1 日を基準日として行われてきました。

この調査は、住宅及び世帯の居住状況の実態を把握するために行われており、平成 25 年住宅・土地統計調査はその 14 回目にあたります。

今般、総務省統計局から、本県の確報集計結果が公表されましたので、その概要版を作成しました。調査の基本的事項は次のとおりです。

## 調査の概要

### 1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

### 2 調査の根拠

平成 25 年住宅・土地統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく基幹統計調査であり、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）に基づいて実施した。

### 3 調査の時期

平成 25 年住宅・土地統計調査は、平成 25 年 10 月 1 日を基準日として実施した。

### 4 調査の地域

平成 25 年住宅・土地統計調査は、全国の平成 22 年国勢調査調査区の中から約 5 分の 1 の調査区を抽出し、これらの調査区において平成 25 年 2 月 1 日現在により設定した単位区のうち、約 21 万単位区について調査した。

本県では、東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については抽出の対象から除外したため、2,739 単位区（52 市町村）が調査地域となった。

- ・全ての地域を除外

- 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- ・一部の地域を除外

- 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

## 5 調査の対象

平成 25 年住宅・土地統計調査は、調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1 調査単位区当たり 17 住戸、計 350 万住戸・世帯）を対象とした。本県における調査対象は約 47,000 住戸・世帯であった。

## 6 調査の方式及び調査事項

平成 25 年住宅・土地統計調査では、世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により以下の事項を調査した。

### 《全調査単位区共通の調査事項》

#### (1) 住宅等に関する事項

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ア 居住室の数及び広さ  | ウ 敷地面積          |
| イ 所有関係に関する事項 | エ 敷地の所有関係に関する事項 |

#### (2) 住宅に関する事項

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ア 構造       | ク 床面積                |
| イ 腐朽・破損の有無 | ケ 建築面積               |
| ウ 階数       | コ 家賃又は間代に関する事項       |
| エ 建て方      | サ 設備に関する事項           |
| オ 種類       | シ 増改築及び改修工事に関する事項    |
| カ 建物内総住宅数  | (東日本大震災による改修工事の有無含む) |
| キ 建築時期     | ス 世帯の存しない住宅の種別       |

#### (3) 世帯に関する事項

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 | ウ 構成   |
| イ 種類             | エ 年間収入 |

#### (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| ア 従業上の地位            | エ 現住居に入居した時期 |
| イ 通勤時間              | オ 前住居に関する事項  |
| ウ 東日本大震災による転居に関する事項 | カ 子に関する事項    |

#### (5) 住環境に関する事項

#### (6) 現住居以外の土地の所有に関する事項

### 《調査票乙対象調査単位区のみ調査事項》

#### (7) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| ア 所有関係に関する事項 | ウ 面積に関する事項 |
| イ 所在地        | エ 利用に関する事項 |

## 7 調査の方法

調査は、福島県知事が任命した調査員が調査対象世帯に調査票を配布し、後日収集する方

法により行った。

また、全世帯において、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）を可能とした。

## 8 集計及び結果の公表

収集された調査票は、市町村、都道府県を経由し、総務省統計局に集められた後、独立行政法人統計センターにおいて速報集計及び確報集計が行われた。

調査結果については、総務省統計局が報告書の刊行及びホームページへの掲載などにより公表している。

## 利用上の注意

- 1 表題に使用されている〈乙〉は調査票乙だけを用いて集計した統計表である。
- 2 統計表は、標本調査による推計値であるため、県全体の数値は 10 位を四捨五入して 100 位まで表章している。ただし、統計表の乙については、100 位を四捨五入して 1,000 位までを有効数字として表章している。したがって、総数の数値と内訳の合計の数値とは一致しない場合がある。
- 3 総数には「分類不詳」の数値が含まれているが、内訳の数値には含まれていない。
- 4 表中の割合については、四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。
- 5 統計表中に使用されている記号等は以下のとおり。

「－」は、調査又は集計したが該当数字がないものを示す。

「…」は、調査又は集計していないものを示す。

「0」は、調査又は集計したが、該当数字が表章単位に満たないものを示す。

